

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から福島市に平成24年11月まで避難した夫婦（夫は障害等級1級）について、妻の勤務先確保の困難さ、原町区の自宅の修繕完了時期、夫の障害等を考慮して、両名の日常生活阻害慰謝料を平成24年11月末まで認めた事例（賠償額についても、両名とも月額6～10割増）。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X1、同X2（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の対象期間における損害項目について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

避難生活に伴う精神的損害 728万円
(申立人X1 364万円、申立人X2 364万円)

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成24年11月30日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の期間における前項の損害項目に対する和解金として金728万円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、第1項記載の損害に対する賠償金として360万円を支払済みであることを確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
平成25年3月11日

(仲介委員 松田隆太郎)